

○宝塚市債権管理条例施行規則

平成26年3月26日

規則第1号

注 平成28年12月27日規則第44号から条文注記入る。

改正 平成28年12月27日規則第44号

平成29年9月1日規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、宝塚市債権管理条例（平成25年条例第60号。以下「債権管理条例」という。）第5条、第6条及び第10条の規定に基づき、債権管理条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(台帳)

第2条 各課の長は、その所管する市の債権（債権管理条例第2条に規定する市の債権をいう。以下同じ。）について、法令又は契約により債権金額の全部をその発生と同時に納付すべきこととなっている場合を除き、債権管理条例第5条に規定する台帳を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により作成しなければならない。

2 債権管理条例第5条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の債権の名称
- (2) 債務者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- (3) 市の債権の金額
- (4) 市の債権の発生日
- (5) 市の債権の履行期限
- (6) 担保（保証人による保証を含む。）の設定がある場合はその内容
- (7) 督促状の発送日
- (8) 履行状況、対応状況等
- (9) 債務者の所在及び財産調査の状況
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市の債権の管理について必要な事項

(徴収計画)

第3条 各課の長は、その所管する市の債権について、債権管理条例第6条の規定に基づき、毎年度、当該年度の初日の前日までに次に掲げる事項を記載した徴収計画を策定し、当該課を所管する部の長は、当該徴収計画を総括するものとする。

- (1) 市の債権の名称
- (2) 未収の状況
- (3) 目標とする徴収額及び徴収率
- (4) 前年度までの取組
- (5) 当該年度以後の取組
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市の債権の管理について必要な事項
(放棄の通知)

第4条 債権管理条例第7条の規定（債権管理条例第8条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に基づき市の債権（消滅時効について時効の援用を要しない市の債権を除く。以下この条、次条及び第6条において同じ。）を放棄したときは、その旨を当該市の債権の債務者に通知するものとする。ただし、当該市の債権の債務者の所在が不明である場合その他債務者に通知しないことにつき相当の理由がある場合については、この限りでない。

（地方公営企業管理者の市長への報告）

第5条 上下水道事業管理者及び病院事業管理者は、債権管理条例第8条の規定により読み替えて適用される債権管理条例第7条の規定に基づき、その管理する市の債権を放棄したときは、債権を放棄した日の属する年度の翌年度の7月末日までに次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

- (1) 市の債権の名称
- (2) 放棄した市の債権の金額及び件数並びにその内訳
- (3) 市の債権を放棄した理由
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

（平29規則30・一部改正）

（市議会への報告）

第6条 市長は、債権管理条例第9条の規定により、市の債権を放棄した日の属する年度に係る決算を市議会の認定に付するのに併せて、次に掲げる事項を市議会に報告しなければならない。

- (1) 市の債権の名称
- (2) 市の債権の種類ごとの金額及び件数並びにその内訳
- (3) 市の債権を放棄した理由

(平28規則44・一部改正)

(施行の細目)

第7条 この規則に定めるもののほか、債権管理条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規則第44号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規則第30号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。